

第11回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年10月17日(火) 14時～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・行政対応の検証・評価に当たり必要な情報の共有 (土採取等規制条例を除く5法令) ・庁内検証委員会報告書の構成(素案)に関する意見交換	

1 開 会

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・行政対応の検証・評価に当たり必要な情報の共有  
(土採取等規制条例を除く5法令)
- ・庁内検証委員会報告書の構成(素案)に関する意見交換

○内藤総務局長

それでは、第11回の逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会を始めます。

早速ですが、次第に従って進めてまいります。1番ですが、行政対応の検証・評価に当たり必要と思われる情報の共有について、でございます。事前にお配りした資料で、「行政対応の検証・評価に当たり必要と思われる情報など」ということで、各法令ごとにこういった情報が検証に当たって必要だ、ということでお示しさせていただきました。今日、その辺の資料を皆さんのほうから出していただきましたので、まずはその説明をお願いいたします。では、砂防法からでいいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それでは、最初の丸、砂防法ですが、逢初川と同一時期に、面指定による砂防指定地の指定がされた5溪流の状況ということで、今日配らせていただいた1ページ目のところに、このときに7溪流指定して、そのうちの1溪流が逢初川で、それ以外の6溪流がここに示した溪流、河川となります。

まず、ここの書き方ですが、溪流名と面指定かどうかという内容、次の段に指定の方法の理由と今後の進達方針をそれぞれ書いています。これは4ページ目に当時の指定の進達

調書の中の資料がついていると思いますが、1 ページ目には、この当時の進達調書から抜き出した内容を書いています。

せっかくですので、後ろをちょっと見てもらおうと、当時の流域図と、8 ページ以降にそれぞれの流域の状況、あと、指定地はどこに指定したかというところとかが書かれている資料がついていて、その後ずっとそれぞれの指定理由書がついています。

その次に、今の静岡県のGISデータによる重ね図ということで、今の状況をもう少し分かりやすく示したほうがいいかなと思い、このような図面を新たに追加させていただいています。ですので、その辺の平面図も一緒に見ていただけたらと思います。

まず、志津摩川についてです。この志津摩川については、今は面指定になっていたということで、流域の全域をやっているわけではなくて、流域の部分指定という形になっています。その理由が、流域面積が大きく、土地所有者も多いため、事業実施に必要な範囲を地番にて指定進達する。今後の進達方針は、今後、流域を分割し、計画的に面指定を進めるという形になっています。

8 ページとか 22 ページを見ていただきますと、今回の指定が本当に流域のちょうど中流域を指定していますが、砂防堰堤の周辺の地番指定でやっているという指定の形です。標柱ではなくて面指定なんですけど、地番指定でやっています。

続いて、神橋沢です。神橋沢は流域全域をやっています。堰堤上流域の流域全域を地番にて指定進達する。今後の進達の方針は、堰堤下流は河川事業で整備済みであり、当面指定進達の予定はなしという形です。

これも、神橋は 10 ページと 23 ページの上にあるんですが、黄色で流域を指定しているんですが、ほとんど赤でべったりになっているということで、ほぼ全域を流域指定している、地番指定ですが流域全域を指定しているということがお分かりになると思います。

長尾沢左支川、面指定の流域部分。これが 11 ページ。黄色で流域があるんですが、下流部のみの指定となっています。

指定方法の理由は地権者と協議中であり、現時点では、一定の範囲を地番にて指定進達する。今後の指定進達方針は、残りの流域は地権者と協議が整い次第進達したい、という形です。

続いて、方ノ上谷川、面指定、流域全域。これは 12 ページを見ていきますと、この黄色い流域が方ノ上谷川なんですが、ほぼ流域全部になっています。ところどころ緑色になっているのは、もう既に指定地があったということで、明治の時代にこの辺を指定した地域でもあります。ということで、指定の方法の理由は、堰堤上流の流域全域を地番にて指定進達し、今後については、堰堤下流は河川事業で整備済みであり、当面指定進達の予定なし。

タルノ沢は 13 ページを御覧ください。ここは面指定なんですけど、流域の部分指定となっています。ここは流域面積が大きく、土地所有者も多いため、事業実施に必要な範囲を地番にて指定進達する。今後の方針は、今後、流域を分割して継続的に面指定を進める。堰堤下流は河川事業で整備済みであり、当面指定進達の予定なし。

最後に、都田川ですが、これは標柱指定となっていて、14 ページです。この黄色の部分

が流域なんです、これは流路工を整備するために指定をしたものでして、指定方法の理由は、早急に護岸が必要と考えられる範囲を標柱指定する。今後は、今後の溪流の荒廃状況に必要に応じて上下流を指定進達したいということになりました。

これがほかの6溪流の状況でございます。そういう中で、2番目の逢初川と同一時期に指定進達した溪流との比較ですが、今説明したように、1998年10月28日に進達した7溪流のうち、5溪流が面指定を行っているが、うち3溪流は志津摩川、長尾沢左支川、タルノ沢の流域の一部を面指定しており、逢初川と同様に要設備地を中心とした範囲にとどまっていた。

この3溪流は、流域面積が大きく土地所有者が多いこと、または地権者と協議中であることを理由に、流域の一部のみを指定進達したと記録されているが、当時の現地状況写真が残存していないため、治水上砂防の観点から必要な範囲を指定したものであったか確認できなかった。

要するに、逢初川の場合は、以前皆さんのお手元に最初に出させてもらった中のインテックスで言うと10番、持っている方は10番を見てもらいたいんですが、以前、例の新聞記事にもなったときのこの資料に、流域の状況、こういう写真がついていました。こういう写真があれば、今それを確認して、どういう状況かというところは確認できたのですが、今のこの河川も、この辺の流域概要図と呼ばれる流域の状況が分かる写真が確認できなかったので、このような形の締め言葉として、治水上砂防の観点から必要な範囲を指定したものであったかは確認できなかったという形になっています。

同様に、流域の全部を面指定した2溪流、神橋沢、方ノ上谷川についても、当時の現地状況写真が残存していないため、治水上砂防の観点から必要範囲を指定したものであったか確認できなかったということになります。

指定範囲における他法令の制限状況としては、進達した7溪流では、流域内に5条森林が存在しているが、指定範囲は5条森林との重複があるものとなないものが混在していたということで、下の参考と書いてある表を見てください。今回のこの逢初川を含めて7溪流の指定方法と指定範囲、あと流域内の他法令、その他法令のうち砂防指定地内がどうなっているかということなんです、逢初川については、この他法令のところを見てもらうと、①番が5条森林なんです、一部に5条森林があった。あと、②は宅地、宅造規制区域と第一種風致地区。これは逢初川の場合は全域がそのような形の区域指定がされていたという状況です。

それに対して、志津摩川は5条森林はなく、宅造規制区域は全域になっていた。ごめんなさい。1番の5条森林って何でしたか。

#### ○松村傾斜地保全班長

そこは説明させてください。この参考の表ですが、例えば、逢初川に書きましたけれども、溪流内の他法令というのは、その溪流の流域に①から③の区域が存在していたということで書かせていただいています。その流域全体ではこの①②③が入っていますが、逢初川の標柱指定をした砂防指定地内にはその①②③がどの程度入っていたかというところで、

その指定地内の一部に5条森林が入っていた。指定地内の全部が宅造規制区域であり、かつ第一種風致地区であったということです。

なので、志津摩川は流域内には5条森林の区域が存在していましたが、この当時、このとき面指定をした範囲内には5条森林はなかった。ただ、宅造規制区域は全面にかかっているの、指定区域内全域が宅造でしたという状況でございます。

なので、見ていきますと、必ずしも5条森林で全て指定区域から外していたとか、他法令の区域がかかっているから外していたというわけではなくて、その溪流溪流で指定地、必要な範囲だけ指定していた。他法令の指定があるなしというのは多少考慮しているのかもしれませんが、あまり、一律に外すとか一律に含むとかそういうような状況ではございませんでした。

#### ○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ということで、以上のところの文章をちょっと読ませてもらいますが、以上の比較結果をまとめると、指定範囲については、指定方法、面指定、標柱指定に関わらず、個別の状況に応じて流域の全部または一部の範囲を指定しており、逢初川だけが同一時期に指定した他溪流と異なっていたという事実は確認できなかった。

指定の理由については、土地所有者の同意が得られない場合に、指定範囲を流域の一部にとどめており、逢初川と同様の考慮がされていたことは確認できたが、その範囲が逢初川と同様に、治水上砂防の観点から必要とされる土地であったかを確認することができなかった。写真等がなかったから、そこまでの確認はできなかったということ。

しかしながら、他法令の制限があれば、一律に砂防指定地から除外していた事実は確認できなかったことから、逢初川と同様に、溪流ごとに現地の状況に応じて必要な範囲を砂防指定地にして進達していると考えられる。というようにまとめさせていただきました。

これが①になります。

#### ○内藤総務局長

どうですか。今のところで疑問点、質問等あれば。

#### ○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっと私のほうから、今回、これまでの議論の中で、逢初川、風致地区条例にかかっているというところはすごい議論が出たと思うんですが、宅造規制区域というものが特に議論はあまりなかったと思うんです。宅造規制区域というのは面積要件とか何かあるんですか。

#### ○福田土地対策課長

ありますね。詳しくはないですけど、ありますよ。

#### ○望月盛土対策課長

宅造規制区域に入っていると、宅地化を白紙にしているような話なので、逆に森林、砂防法でかけておかないとという議論になってしまう可能性もある。厳密に言うと、宅造法は伊豆半島全域がかかっている。伊豆と浜松だけ。そこは開発をされると危険な構造。急斜面が多いから、そこに対して構造的なチェックをしないといけないということで、宅造法を指定して、その開発、500 平米以上の場合は……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
500 平米。

○望月盛土対策課長  
例えば、宅地をする場合には申請が必要になる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
今話を聞いていて、そっちをしっかりとやればよかったんじゃないのってならないですか。

○望月盛土対策課長  
500 平米だからね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
だから、今はもうこれで、今もかかっているということですよ。

○望月盛土対策課長  
かかっている。  
ここってかかっているんですか。あそこの逢初川のところって。

○松村傾斜地保全班長  
熱海市内全域がたしかかかっているの。

○福田土地対策課長  
全域かかっているんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
だから、もうそれでかかっているんだから、議論がまた戻ってっちゃうけど、何で砂防指定地かけるの。

○福田土地対策課長  
宅造法ってそんなに規制強くないような気がする。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうなんだ。

だから、宅造規制区域ということに対して、今言ったように……。

○望月盛土対策課長

宅地化をする場合ですよ、でも。そもそも、そこは、残土処分場って宅造法にかからないんじゃない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もちろんかからないでしょう。

○望月盛土対策課長

この埋立てしたところを段々にして、将来、そこを建物を建てるということになると、宅造法の規制がかかっちゃうけど、あくまでも残土処分場。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ということは、あの辺の北側のエリアは、そこら辺はちゃんと取っているということなのか。

○望月盛土対策課長

もともと申請自体がないですよ。北側というか、いわゆるP盛土。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

とか、その北。

○望月盛土対策課長

D工区とかそこは宅造法にかかっているよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

かかっているんだよね。

○望月盛土対策課長

あとはA・B工区も宅造法。

○福田土地対策課長

もともと宅造法からスタートして、都計法になっています。

- 片山廃棄物リサイクル課長  
土採取規制条例はここにかかっているんですか。
- 福田土地対策課長  
ここというのは……。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
この逢初川のこの……。
- 福田土地対策課長  
①とか。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
①、②、③があって、④、例えば土採取規制条例とかって。
- 福田土地対策課長  
もともと土採取は出そうとしていた節はあるんです。ただ、受理されなかった。あまりにもずさんで。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
溪流内、他法令の中に、ここは土採取規制条例が入っていたということだよ。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
どこでもかかっている。
- 清水総務局参事  
区域はないですよ。行為をしようとするときの届出。
- 望月盛土対策課長  
全域はかかっている。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
そうか。
- 望月盛土対策課長  
ただ、森林法を適用するとなると1 ha以上かな。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長

風致地区条例というのは特に面積要件はない。

ということでありますので、一応、事前に頂いたこの資料で言う5溪流、砂防指定5溪流の状況ということで考えたときに、矢印で書いた、補足説明のところに書いた、管理された森林・植林帯なのか、森林法などの他法令による規制がされた地域なのかというところの観点で書かせてもらいましたが、繰り返しになりますけれども、その当時の流域状況が分かる資料が残っていなかったので、治水上砂防の観点からの判断は今はできなかったというのが、まず、そこは1つ言えます。

○望月盛土対策課長

本来は指定すべきなの、全域、流域全域。これがよく分からない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

国の指導は、基本は面指定しなさいね。

○望月盛土対策課長

流域ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

流域でいいと思う。ただ、そのときに、治水砂防上の観点からというのは当然、そういう点は考慮してやりなさいねと。

○内藤総務局長

そこは確認できなかったということですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、そのエリアにした理由というのが、どういう理由で面指定しなかったのかというところの理由は、基本的には、土地所有者の同意が得られなかったということが、流域面積が大きくて土地所有者も多いという、そういう話とか地権者の協議とかそういう面で、その理由で面指定の中の流域指定はしてなかった。

だから、今、望月課長が言うように、面指定、面指定と言うと、イメージは、流域全体を指定しているようなイメージで皆さんいたもので、そういうことからすると、面指定イコール流域指定じゃないものですから、流域指定か堰堤の周りだけの設備地のみの指定なのかという、そういう考え方のほうがもっと言うと正しいのかもしれない。

○清水総務局参事

地番で指定すると面指定という言い方になっちゃう感じ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長



そうですね。というのは、指定のところにも書いてあるんだけど、面指定というのは地番指定ですというのはどこかに書いてある。

○松村傾斜地保全班長

指定要綱の第6、指定の方法というところに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これで言うと……。

○松村傾斜地保全班長

通知文書の。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

通知文書ですか。

○松村傾斜地保全班長

当初に計画した資料の⑤番、5番に該当するところに、砂防指定地管理の通達を入れておきまして、平成元年9月12日発出の、砂防指定地指定要綱についてというところがありまして、その中の第6というところに指定方法が3種類示されています。

これの中で、1つは、線指定と呼ばれる、河川の中心から何メートルというような、そういう幅を持った、幅で指定するもの。あと、標柱で指定するもの、それと地番で指定するものということで、線指定、標柱指定、面指定ということで3種類。これは事実関係の整理のところでも、3種類あるということでまとめさせていただいています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これから流域指定というような意味合いでちょっと話したほうがいいかなど、これを整理して思いました。ただ、皆さん、先生方も多分、面指定イコール流域指定と思っているので。

○内藤総務局長

そういう意味では、2か所だけなんですね。流域のほうの全部というのは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。はい。

○内藤総務局長

森林法で管理されているエリアだから指定しないということにはなっていなかったということか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
含まれているということはそういうことですね。

○内藤総務局長  
よろしいですか。この辺はまた考察のところ、これについてどう考えるかさらに深掘りしていきたいと思います。取りあえず、まずは報告を進めて……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
質問に対して。

○内藤総務局長  
お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
じゃあ、次に、その次の丸です。砂防指定地における行為規制の目的及び行為規制の対象の整理です。具体的には、行為規制がされているのは、当該行為により山地の斜面や溪床、自然由来のもの等にどのように影響が及ぶことを防ごうとしているのかとか、あるいは、「土砂の生産は山地の斜面の降雨等による表面侵食等によって削り取られている」の「等」は何が含まれますかという話と、土砂というその言葉が、自然斜面や天然河岸で発生する土砂を指すとの説明の根拠はどこだというところの御質問に対して、確認事項に対してなんですが。

整理事項の②に書いていますが、行為規制に関する通知等の時系列順ということで、砂防法とか砂防指定地要綱、あと指定地要綱の取扱い、指定地の指定に関わる進達、あとは、行政手続きの施行に伴う河川法における処分の審査基準の策定等について、というところと、あと、その後ろのもう一個、運用について、というのは載せてあります。

そこでちょっと赤書きでさせていただいているところが、今後の整理のところに出てくる主なところになりますので、まず、2番目のお手元の資料の2ページ目の2、法規制の目的に関する整理というところになります。

まず、①番目に、行為制限されているのはどのような影響が及ぶことを防ごうとしているのかという、行為制限の関係、どういうものかというところなんですが、ここで書いてあります、土地の形質の変更等により砂防設備の設置・機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生もしくは増幅させ、または、竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させるなど、治水上砂防に悪影響を及ぼすこと、となっております。

要するに、そういうような現象、線を引いてもらったような現象がされないように行為制限をしていきますよということを、この1の(5)というところの、行政手続きのこの(5)番のところの文章から、そのような形で整理させていただきました。これは後ほども出て

きますので、ここはすごく重要なところなので、また整理結果のところ、3番のところでももう一回説明させていただきます。

次に、土砂が、自然斜面や天然河岸で発生する土砂を指す根拠というのは、土砂生産とはというこの1の(5)、この2ページ目の同じページの上のところの文章になりますが、山地の斜面が降雨等による表面浸食等によって削り取られ、また、溪床や溪岸が流水により縦横浸食を起こすこと、というところから、このような判断をさせてもらっております。

土砂が生産される対象地というのは、山地の斜面は自然斜面、溪流や溪岸は天然河岸を指すということで、これは1の(6)のところの、ここの(2)のところの赤で書いてあるところを要約して、こういうようなことを考えております。

降雨等というのは、次のページ、3ページに、「降雨等」の「等」に何が含まれるのかというところは、これは山地斜面の表面侵食等は、水の流れ、表流水や伏流水が要因であることから、降雨のほかに降雪も含まれると考える。これはあくまでも県の解釈ですが。

「表面浸食等」の「等」には何が含まれるかということ、これはこのほかにガリー浸食というものを指しているということが、これは逐条砂防にこの視点が書いてあります。このような表記があったので、そこから持ってきました。ガリー浸食とはこういうものですよというところも注釈をつけさせてもらっています。

こういうことから、整理結果として、治水上砂防というところが、皆さん、ここは必ず戻ってくる言葉ですので、この言葉というのは、土砂の生産を抑制し、流送土砂を管理・調整することによって災害を防止すること、ということが書かれています。その土砂の生産というのは何を指すかということ、山地の斜面が降雨等による表面侵食等によって削り取られるもの。もう一つは、溪床や溪岸が流水により縦横侵食を起こすもの。これらは、この自然斜面や天然河岸、あくまで自然地形のことを言っています、ということです。

次に、この流送土砂というのは何かということ、不断に、絶えることなくということですが、下流河川へ流れた土砂や台風や異常降雨で土石流となって莫大に流れる土砂というのを指しております。

こういうこと、ここにもう一つ、扞止調整というところをもう少し書いておいたほうがいいのかもかもしれません。扞止というのはせき止めることなんですが、せき止め、調整することによって、あくまでも災害を防止することにあります、ということです。

行為制限。この行為制限は、治水上砂防に悪影響を与える行為を言っておりまして、この悪影響を与える行為とは何ぞやということ、1つ目のポツは、砂防設備の設置・機能の維持に悪影響を与える行為。もう一つは、土砂の生産・流出を発生もしくは増幅させる行為のこと。もう一つは、竹木が有する土砂崩壊防止等の機能の減少。こういう行為を制限する。こういうことがないようにするために、こういう制限を行うことになってくるということです。

ちょっと屁理屈じゃないけど、難しい話で申し訳なかったですが、一応、その辺がこの辺の通知文等から整理させていただきますが、この県の解釈というところが今ありますので、その辺は皆さんとの議論が出てくるところもありますし、もう一度国のほうにも確認させていただきます。

○内藤総務局長

今、まだ国には確認していませんか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

答えがまだちょっと……。

○内藤総務局長

答えが来ていない。照会はしていますね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

照会しています。ちょっと相手が体調不良を起こしちゃったものですから。1週間お休みだったらしいです。

○清水総務局参事

国交省の方がですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。

インフルエンザだったみたいです。コロナにはなっていない。ちょっとそういうことで、なかなか来ないもので電話したら、そういうことですからもうちょっとと言っていたけど、回答待ちになっている。県の考え方はこういう考え方だけということも含めて、ちょっと投げかけています。

○内藤総務局長

いいですか。

じゃあ、次、3番お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

3番目ですね。

これは指定基準の非常に問題となっているところだと思うんですが、これは開発が行われ、または予想される区域でというところ、これがどういうケースなのかというところですね。これはこれまでもいろいろこの会の中でも出てきたと思う内容についてですが、先ほどの②のところに同じような文書がついていますけれども、整理事項③の資料を見ただけですと、これも同じように、1番目には、通知等についてピックアップしております。

この中で(3)番のところに、砂防指定地指定実務要領という平成元年に出ている、砂防指定地ハンドブックの前に出ている実務要領なんですけど、そこからピックアップした

資料になります。そして、(5)と(6)は先ほどと同じ文書がついています。(7)が、今のこのハンドブックでの記載内容。

運用方針というのがありますが、これらを基に整理させてもらいましたが、まず、基準運用に対する解釈ですが、指定地……。指定地にするんだよね。

○松村傾斜地保全班長

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

指定地にする土地の前提条件は当然ながら、第2条にも書いてありますように、治水上砂防を必要とする区域であること。②番、要綱第2の6の適用条件。開発が行われる区域であって、土地の形状を変更した場合に治水上砂防に著しい影響を及ぼす区域という中で、治水上砂防に著しい影響とはというのは、前のページの5番目に書いてあるところから持ってきておりますが、これも先ほど読ませてもらったところ、この3つの検証ですね。砂防設備の設置・機能の維持に支障を与えるものとか、土砂の生産・流出を発生もしくは増幅させること、あるいは、竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させるもの。こういうことがそれに当てはまると考えております。

まとめとしては、現行の通知を踏まえると、治水上砂防を必要とする区域の中に開発が行われ、または予想される土地があり、開発が行われた場合に、既存の砂防設備に支障が生じたり、既存の自然地形からの土砂生産を発生・増幅させたり、既存の自然地形が有する土砂崩壊防止機能を減少させるおそれがある場合に指定するものであるが、具体的な基準はなく、個別に判断せざるを得ないという形で今はまとめさせてもらっています。

だから、今回の逢初川で考えたときに、あそこに今回当てはめると、あそこはもう既に、あの盛土に対しては、手続きがされた上での行為がされているということなので、それはそれで適正に対応すればよかったという見解はあるんですが、何も手続なしにああいう盛土がぼーんと現れたときだったら、そこのある意味流域、その盛土も含めたところを砂防指定地にかけて指定するというのも考えられたんじゃないのかなと自分は思っていますが。

その辺は皆さんとの議論が及ぶところだと思うんですが、今回、この整理をしている上では、そういう考え方が1つあるのかなと思いました。あくまでも、本当に不適切な盛土があるんだけど、その不適切な盛土が何も手続がされないでぼーんとそこにできてしまった場合には、というところが1つ考えられるのかな。

あと、予想される土地はどうなのか、というところは、今、こちら辺は全国的な調査もした上で、最終的には、ここは県独自の考え方をつくるのが今回の再発防止の1つとなっていくとも考えていますから、その辺は今後進めていきたいと思っています。

○内藤総務局長

いいですか。

○清水総務局参事

また、読んで分からないところは、また次回とかに。

○内藤総務局長

まず、今日は説明を。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

次は、砂防指定地等監視員等による監視の方法についてですが、整理事項の④を御覧ください。これも1番目に要綱とか要領について記載させていただきました。

2番目に、職員による監視ということで、土木事務所の職員が砂防設備パトロールを、この実施要領が平成31年にできていますので、この要綱にのってやっていたところなんです、それも2番目につけさせてもらっています。

3ページ目にその要綱と、5ページ目が実施要領、7ページ目が砂防指定地等監視員の設置についてということで通知文、あとは、職員が行うパトロールの実施要領をつけさせてもらっていますが、これが監視の方向、どこをどのように監視していくのかというところは、この赤書きのところで考えています。

○清水総務局参事

つまらないことを聞いて恐縮なんです、実施要領案で「案」がついているのは何か意味があるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

実施要領案。

○清水総務局参事

8ページも「案」がついているし。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これというのは、何でもそうだけど、その時点でどんどん変更していくからというときには、「案」とつけることが多くて。

○清水総務局参事

そういう習わしというか。そういうものなんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

河川砂防技術基準というものがあって、国交省から出している。あれも「案」と書いてあるものなんです。

○清水総務局参事

正式に出ているんだけど、「案」とついているんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それはなぜかというと、どんどん、それが最終形じゃなくて。

○清水総務局参事

都度更新されていくから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その都度更新していくからという意味でやっていると思うんですが。確認させてください。

○清水総務局参事

これは余談の部分なので。すみません。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

確認させてください。

○内藤総務局長

やっぱりこれを見ると、指定地内だけなんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。基本は指定地内ですね。区域内の行為がと書いてある。そうですね。

○内藤総務局長

砂防設備に直接影響を与える周辺地域の状況はあるけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これも今後の再発防止策の措置として、監視員の方にある程度上流もというところが入ってくるかもしれない。

○内藤総務局長

じゃあ、次、土砂災害防止法の関係、お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

続いて、土砂法です。土砂法、2つありまして、まず1番目が、土砂災害防止法上の「土

砂災害」とは、どのような土砂によるどのような災害を指すのかというところで、これも土砂法の第2条に定義がございまして、「土砂災害とは」というところで、ちゃんとした法律上の定義がされているものになります。

ここで書いてあるように、急傾斜地の崩壊、あるいは土石流、地滑りのところはどういう現象かというところが書いてある最後に、自然現象というところが書いてあるのが読み取れるかなと思います。

あとは、土砂災害防止法の解説、この本が出ているんですけど。こういう解説本がですね。その第2条の「土砂災害」の定義というところに、この赤書きで書いたところを見てもらいたいんですけど、この災害というのは、災害の実態データ等の蓄積により、これらの自然現象に起因する土砂災害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域等の設定が可能となる科学的知見が得られ、本法の制定が可能となったということで、あくまでもこれまでの災害の実績のそういうデータを基にこういう指定の考え方ができたよというところがまず書いてあります。

あとは、自然現象に限定していることというところで、人工斜面であっても、急傾斜地の崩壊等が自然現象として発生した場合には本法の対象に含まれるが、例えば、建設工事における人為的な崩壊等のように原因自体が自然現象と言えないものについては、地形条件が急傾斜地に合致していたとしても本法の対象外となる、というようなことも記載されています。

あと、「土石流」の定義のところには、本法においては、山腹の表層崩壊によって生じた土砂等及び溪流に堆積した土石等が土石流化するタイプのものに限定しているというような記載もございまして。

基本指針のところにも、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定に当たっては、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれのある区域について指定を行う、ということもございまして、基本的には、繰り返しになりますけれども、災害の実態データの蓄積を基にこの法律ができているというところであって、この災害の実態のデータの蓄積の中には、盛土とか崩壊とかそういうような災害の履歴は当然入っていないということは国に確認しています。

ということで、この1番目はそういうことで、今、一応資料を作らせてもらいました。

○内藤総務局長

じゃあ、2つ目、お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

最後に、基礎調査の開発動向等の調査とはどのように行うのかということで、基礎調査期間中に、逢初川上流域における土地改変行為を認識できなかったのか、です。

それでは、整理事項の⑥を見ていただきますと、開発動向調査に関する定義ということで、土砂法の4番、基礎調査にあります。基礎調査の中で、この赤字に書いてあるように、土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況、その他の事項に関する調査を基礎



調査と言いますが、その基礎調査の中に、(2) 番の土砂災害防止対策基本指針の中に、今言っている開発動向等の調査というものがあるんですが、この(4)のその他の調査の中に、このような内容について調査をすることになっております。

これは法律上の立てつけとしてこのようなことが書かれていて、実際に静岡県調査はどうしているのかというと、本県の調査は関係機関から収集する資料を基に行うということで、ここの全部で5つポツがありますが、このようなものが入っております。

3番目のところに、基礎調査期間中に逢初川上流域における土地改変行為を認識できなかったのか、というところで、この基礎調査における開発動向調査は、個別の土地改変行為を把握するものではなく、当該土地の開発動向として指針に基づく調査項目の推移を確認するものであるということで、逢初川の場合は、2005年時点での人口、地価、住宅着工件数、農地転用の推移を調べたものになってきて、実際に上流側の開発動向がどうだったのかというところは、この中には含まれていなかったということになります。

○清水総務局参事

あくまでもデータ上の確認であって、現地を見に行くとかそういう類いの調査ではないという理解でいいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

開発動向調査と定義されているものは、あくまでもそういう統計データを基にした数字データと考える。

○清水総務局参事

統計データを基に。

○松村傾斜地保全班長

流域内の調査というのは、先ほどの土砂災害の土砂の量を確認するために、流域に入って土砂の量は調べてはいるということです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もともとのさっき説明した資料の、土砂の採取方法として、整理事項の⑤番のところの3ページ目に、溪床堆積土砂の調査ということで、土砂法のどのぐらい土砂が流れてくるかというところの考え方がここに示されております。

だから、河床にどのぐらいの土砂が見込まれるかというのは、こういうやり方で調べていくことになるんですが、この中で盛土があった場合の取扱いというのは、特に明記されていないですね。このことについても本省のほうに確認したら、やはり土砂法は、さっきと同じで、人工物は土砂としてはカウントしません、ということは伺っています。

だから、前回の行政手続の検証の報告書の中にも書かれているんですけど、熱海土木事務所がなぜ盛土について対応しなかったのか、土砂法の中で対応しなかったのかというこ

とに対する検証の報告書の中では、自然現象を対象とするもので、盛土は対象にしていなかったから、それについては特に考慮しなかったと思われるというような形で、そういう書きぶりで検証しておりましたから、今時点でも、盛土の対応というのはそういうものだなと、土砂法上での整理の仕方、取扱いとしてはそういう内容かなと思っています。

○清水総務局参事

さっき、流域に入っていくという、確認に行くという話だったんですけど、その確認に行くには、土石等の量を量るために入ったところもあると思うんですけど、入っていく場所というのは、どこら辺まで入っていくという言い方は変ですけど、上流域も入っていく対象になるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今日もし持っていたら、インデックスの13。基礎調査の調書がついていて、これが堰堤の位置であって、ここの沢上を歩いて行って、ここでどのぐらいの土砂が出るかというのを調べていて、それをまとめたのがこれになってくるのかな。

Sの1という区間は、0字谷で、こういう溪流長の長さがあるって、幅があるって、これだけの土量。これが土量だと。こういう形で、S1、S2、S3、S1、S2、S3とかって、こういう形で土量を出していくんです。侵食可能土砂量。

○内藤総務局長

このエリアというのは……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
流域。

○内藤総務局長  
流域全部か。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
流域全部。

○清水総務局参事  
これは⑤区域になるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
そうです。  
⑤。このときに、平成17年だもんね。基礎調査。

○福田土地対策課長

盛土はまだありません。

○清水総務局参事

そこら辺はまだ、山林というか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。

○清水総務局参事

木ががーっと生えていて。

○内藤総務局長

基礎調査は10……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

7年。

○内藤総務局長

17年に終わってから始まったんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

17年に終わって。

○内藤総務局長

終わったんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

17年度。

これがここに。

○内藤総務局長

ここまで行っているんですよね。ここから始まって、終わるまでの間に盛られちゃったと言われているんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。逢初川は17年にやっている。ここで。

○内藤総務局長

ここでやっているんだ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

17年にやっています。

○内藤総務局長

調査のときはもうなかった。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。調査のときになかったもので、今のこの……。

○福田土地対策課長

⑤は作りたて。

○内藤総務局長

そういうことか。分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一応、流域全域は調査してやっている。

○内藤総務局長

ただ、仮に調査したときに、こんなところにこんな盛土があったぞ、となったらどうなったんですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今の説明から言うと、それはもうカウントしない。盛土はカウントしない。

○松村傾斜地保全班長

そういう地形が存在しているというだけで。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

じゃあ、森林法、お願いします。

○大川井森林保全課長

森林法の関係は、お昼に清水さんからメールもらったもので、パソコンで見ていただきたいんですが。

○内藤総務局長

いいですか。

○大川井森林保全課長

森林法の関係は2つ確認事項がありまして、まず、1つ目の林地開発許可申請の申請者の要件ということで、括弧で「無許可開発者を含む」と書いてあるんですが、無許可開発者については、勝手にやってしまったんですから、特に要件等はないと思います。

資料の1ページ目を見ていただきますと、開発行為の許可制に関する事務の取扱について、ということで、この中で、開発行為の許可基準の運用について、というものがついてあります。それが5ページ目。別記で、開発行為の許可基準の運用についてというものがあります。この第1の一般的事項のところ、次の事項の全てに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること、ということで、4項目あります。

(1)は、開発行為に関する計画の内容が具体的であって、許可を受けた後、遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであるとか、(2)番は、開発行為に係る森林につき開発行為の施工の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかである。

(3)番は、開発行為または開発行為に係る事業の実施について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、または、それが確実であることが明らかであること。

それから、(4)番が、この委員会の中でも話が出ていた、申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであることということが書いてあります。こういったことができれば、個人でも法人でも開発の申請ができるということになります。

それから、今度、県の審査基準のほうですが、それが7ページから。この中に、先ほどの資力のところの審査基準というか、審査基準でなくて一般事項ということになるんですが、22ページを見ていただきますと、第3章、一般的事項の2番、事業の確実性というところの一番下です。(5)番。ここに資金力というものがあって、アが残高証明、融資証明等により当該開発行為を行うのに必要な資金力を有していることが明らかであること。イが資金の調達方法が会員券及び営業収入によってまかなわれる場合であっては、用地費及び防災工事費について資金の証明がなされている。こういった資料が申請書の中についていることをしっかり確認するということになっています。これが1番のところの資料になります。

それから、もう1つ、25ページを見ていただきたいんですが。26ページです。赤で囲ってあるところですが、これは森林法施行規則の第2条になりますが、開発行為の許可の申請ということで、許可申請するときは申請書2通に、開発行為に係る森林の地区及び区域、並びに次に掲げる書類を添え都道府県知事に提出しなければならないということになっていまして、その内容が漢数字の一、二、三ということで書かれています。開発行為を申請する者はこういった書類をつけて、計画書であるとか、先ほど示した開発行為の妨げとな

る権利を有する者の相当数の同意を得ていることとか、そういった書類をつけて出してくださいということがここに書いてあります。

それから、次の2番のほうの2つ目の宿題が、林地開発許可違反に係る是正措置の考え方についてです。それが27ページからが、森林法の解説になります。

それで、28ページで、第9項の監督処分というものが書いてあります。静岡県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要のあるときは、次に掲げる者に対しその行為中止を命じ、または、期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができることとされている、ということで、まず、②番が森林法第10条の2の第1項、これは許可した者に対してですけど、赤線を引っ張ってありますが、許可条件に違反して開発した者、この人には監督処分ができます。

それから、その隣の赤線のところですが、この規定は、違反行為に起因して、森林法第10条の2第2項、森林・林地開発の許可をする4要件、災害の発生のおそれ、水害の発生のおそれ、水の確保の支障、環境の悪化、に該当するような事態の発生を防止する趣旨である。その下が、監督処分を行う必要があるものについては迅速に対応するよう趣旨が書かれています。

それから、29ページが、また先ほどの事務の取扱いが出ていますが、32ページ。第5のところを赤枠で囲ってありますけれども、森林法第10条の3、これは監督処分のことが森林法第10条の3に書いてあります。そこの事務取要領の記載がこちらになります。

読み上げますと、森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときに監督処分を行うことができることとされたが、これは違反に起因して、森林法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については具体事案に即して判断することが望ましい。

監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対応することが必要であり、また、復旧に必要な行為とは、原形に復旧することのほか、造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うことが望ましい。

なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法により代執行ができる。代執行のことについても触れられています。

それから、行政指導について書かれているものもありまして、35ページの右側になります。違法な開発行為等への対応の徹底について、ということで通知が出ていまして、35ページ、右側の一番下の部分です。「行政指導について」というところがありまして、行政指導により違反行為の是正を求めることは、当該指導により相手方の協力が得られる状況にある場合には効果的であることから、これを積極的に活用することが望ましい、ということが書いてあります。

それから、その次のページ、36ページの左側なんですけど、「しかしながら」のところからですが、行政指導を行っても効果が少ないと見込まれる悪質な違反行為に対して、ちょっと飛ばしますが、下に赤線を引いてあるところ、躊躇することなく行政処分を行うなど厳正に対処すること、というようなことが書かれています。

その下、監督処分について書かれていまして、行政指導を継続しても違法行為の是正が図られない場合には、違反行為に対して森林法第10条の3に基づく中止命令、復旧命令を迅速に発出すること、ということが通知できています。

その次のページからが、林地開発の手引というか一問一答が出ていまして、その抜粋になります。38ページを見ていただきますと、監督処分のことについて書かれております。ここは今まで説明してきた内容とかぶりますので、ここは割愛しまして、39ページの問2というところに、林地開発許可制度における監督処分の内容とその方法について説明してください、という問いがあります。

先ほども少し出てきたんですが、中段に「復旧命令は」というところがあるんですが、復旧命令は、都道府県知事が、違反行為により森林の有する公益的機能が阻害され、災害が発生する危険がある場合に、それを復旧する必要があると認めるときに行う命令です。

その下ですが、復旧に必要な行為とは原形に復旧することを言いますが、既に森林を開発し森林以外のものにしてるところに対し、原形どおりの地形に戻し、原形どおりの樹種、樹齢の木を植栽せよと言っても、実際上は不可能または不合理の場合も考えられますから、植栽その他の措置により、森林が従前有してきた公益的機能を復旧することも含むものと解されます、ということですので、今回、熱海の復旧についても、植栽等による、といったものと考えられます。

ちょっと飛びますが、43ページの右側です。問6というものがあって、無許可開発行為に対する監督処分を行った箇所によって、林地開発許可申請がなされた場合の取扱いについて説明してください、という問いがあります。

これについては、一番最初、都計法の関係とかで■■■■が違反していたとか、それががんになって、といった話があったので、そういう違反した人は許可してはいけないんじゃないかというような話もこの委員会の中であったので。その部分について、ここの答えのところに、監督処分を受けた無許可開発行為者は、林地開発許可を申請する意思があっても、監督処分の内容を履行し、当該森林が従前有してきた公益的機能を復旧する必要があります。しかる後に改めて許可申請することになります、というQAがあって、必ずしも違反者はもう申請できないということは書かれていません。

○内藤総務局長

是正すればいいよ、ということ。

○大川井森林保全課長

説明は以上になります。

○内藤総務局長

何かありますでしょうか。

○清水総務局参事

この森林保全研究会というのは、国か何かの外郭みたいな。よくある。いろいろありそうな気はする。

○大川井森林保全課長

そうですね。林野庁の条文なんかは、中を見てされたと思うんですが。

○内藤総務局長

いろいろある。森林・林業基本政策研究会。みんなそういう研究会が。

○片山廃棄物リサイクル課長

林野庁監修とかというのはついてないんですね。きっと。多分、監修してくれないので。

○大川井森林保全課長

そこまで書いてないですね。よく後ろにそういうのが書いてありますが、書いてないです。

○望月盛土対策課長

一番最後の説明の中で、無許可で、無許可行為者は是正すればまた再度申請していいよというニュアンスですよ。片や、信用・資力がない場合は駄目だということであったんですけど、それとの関係性が、無許可、悪意がなくて、単純に申請し忘れたということだと思うんだけど、今回の案件については、明らかに悪質性が高いもので、無許可で開発して、再度申請が上がってきたから許可しますよというところが、単純に信頼性がおけないから申請却下ですという言い方もできるんじゃないかと。

○大川井森林保全課長

そこについては、この前やった当時の担当者へのヒアリングのときに確認したんですが、当時の東部農林事務所の担当者は、                    になってからその行為を承知してやっていたので、あまり、この前のヒアリングの中でも、悪質性は感じていなかったみたいな話があったので、そういうことなのかなと思います。

○福田土地対策課長

                    からの流れを知らない。後ろに                    がいたから知っていたのでは。

○大川井森林保全課長

そうですね。                    がいたのは知っている。

○福田土地対策課長

でも、それほど悪質性は感じていなかったという感じですか。



○清水総務局参事

ちなみに、さっき説明していただいた資料の県のものだと思うんですけど、県の許可開発……。

○大川井森林保全課長

審査基準。

○清水総務局参事

審査基準。審査基準のさっき説明していただいたページの。

○大川井森林保全課長

赤枠のところですか。

○清水総務局参事

事業の確実性というところ。さっき（５）のところを説明して下さったんですけど、（２）の申請者の信用性ってあるじゃないですか。登記事項証明書だとか定款等により当該事業を行うことができること、と書いてあるんですけど、これって具体的に何を見て判断するとかってあるんですか。

○大川井森林保全課長

登記簿をとって。

○清水総務局参事

登記簿。登記簿だけですか。

○大川井森林保全課長

はい。定款なんかも、そういう仕事をやっているのかどうかとか。

○清水総務局参事

事前にそれを業としてやるように明示しているかどうかというところを確認すればよかった。

○大川井森林保全課長

はい。

○清水総務局参事

都計法ってどちらかというところ、ここの部分で悪いことをやっている者だということ

落とすみたいなの、そんな感じなんですか。

○福田土地対策課長

そうですね。取りあえず、違反行為をしたら12号で引っかかるという。

○清水総務局参事

信用がないという。そこは違うんですかね。

○福田土地対策課長

全部が全部……。でも、全部が全部ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

原形復旧という考え方も違うんですよね。機能復旧ができればいい。

○大川井森林保全課長

そうですね。1回山を切り崩してしまえば、また貼り付けてもそれは元に戻らないので、そこは従前その森林が有していた、木が生えていることによって土砂の流出を抑制するか、そういった機能を沈砂池や調整池とかで代替する。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

重要な話だったけど、盛土も同じですよ。

○大川井森林保全課長

盛土されたとき。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

盛土されたとき、その盛土が別に全部、原形復旧といっても全部撤去するというわけじゃないと思う。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

安定勾配じゃないけど、安定性を確保して、そこにまた植林すればもういいよということ。

○大川井森林保全課長

山に戻れば。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃ、原形復旧といったら、そこを全部取らなくちゃいけない。

○福田土地対策課長

そうですね。そこまで言うかどうかって、なかなか……。結構、都計法とも違いますね、考えたら。

○内藤総務局長

よろしいですかね。ちょっと休憩しますか。じゃあ、ここで一旦休憩します。

( 休 憩 )

○内藤総務局長

いいですか。それでは、都市計画法の関係、お願いします。

○福田土地対策課長

土地対策課から出しました資料なんですけど、上の3つがまず、前回、事実関係の整理の中で、熱海市保有公文書という名目でついていたのがこれです。

■■■■の開発許可申請書がまず一番左上にありまして、それから、■■■■が受けた許可の決裁文書が真ん中。そして、■■■■に地位承継がされていますが、その地位承継の承認の資料が3つ目としてついております。また、1つ1つはかなり量が膨大になっているのもありますので、また個々にこの辺は見ておいてもらえればと思います。

それから、今、お手元に土地改変行為の区域図をお配りしてあります。青丸をしてあるところが、今回、聴き取り調査の中で分かった事実ということになります。これが無許可開発が行われた区域の特定ということで、前回いただいている宿題の半分の答えということになりますけど、これは今見てもらって分かるとおりに、丸がつけてあるだけです。といいますのも、ずっと私言っていますとおりに、特に許可とか届出が出ているわけじゃないものですから、具体的に区域として図示されたものが何も手元にないので、はっきりとこういう形ですよ、と落とすことができません。

ですので、今、この形で落としてはいますが、聴き取り調査の中では、⑤区域のすぐ上のところから始まっていて、今、太陽光なんかができているところがありますけれども、そういったところなんかも含んで、若干C工区に入るかな、と皆さん一様にそんな言い方をしていました。この図を見てもらって、この辺の区域ですよねと言ったら、そうだと皆さんおっしゃっていたので、ほぼ位置的には間違っていないのかなと思います。

実際には、監督処分をしたときに、地番だけは特定しています。ですので、今、熱海市のほうに、その地番をこの航空写真に落としたような図面、それが恐らく課税課のほうにあるだろうから、それをくださいと注文をして、向こうのほうは手配してくれています。

ただ、どうも聞いたところによると、地番ががらっと変わっちゃっているみたいで、監督処分したときには11の地番があったんですけど、その中でヒットしたのが2つしかありません、と言われました。

ですので、これから、登記事項証明と公図なんかを法務局で取りながら、どこまで再現できるのかなということになります。再現したら一応その形を落としてみたいとは思いますが、前から言っているとおり、その筆で恐らく開発していたわけじゃないと思うので、筆の中で部分的にしか開発してないところも恐らくあったでしょうから、正確には恐らく区域というのは落ちないだろうなと思います。

ですので、今後、登記事項なんかも当たりながら図示していきますが、もちろん100%正確にはならないと思います。

それから、2番目は開発許可申請の申請者の要件ということで、これは開発許可基準になりますが、33条、技術基準の中の1号から14号がありまして、今回、開発許可制度の運用指針をつけてあります。

その中で関わってくるのが、一番最初に目次がありますが、法33条関係、これが該当するところ。それ以外の条項は、4条とか29条はもちろん関係あるんですが、今回の中の見えていただくべきところは33条。その中でも特に6番の第12号関係、申請者の資力信用要件というところになります。

21ページに書いてあることというのは、実は今回の■■■■■■に対する開発許可からの排除ということがここから読み取れるかということ、若干違う内容が書かれています。

もともと、今回■■■■■■をあの区域の開発許可から排除したというのは、静岡県独自の取扱いがございまして、後追いになってしまうのですが、国の開発許可制度運用指針の右側に平成16年の静岡県からの通知がついております。これを見たら、後追いで県のほうから土地対策室長名で通知を出しています。「都市計画法違反の開発行為が行われた場合について」ということ。ですから、これが当時の県の考え方と考えると結構です。

この中に「都市計画法違反の開発行為が行われた場合について」ということで、一般的にその違反の結果がどうなるかというものがついておりまして、都市計画法33条1項12号により、宅地分譲や共同住宅など開発許可を受けることができなくなります、と書かれています。

○内藤総務局長

12号によりと書いてある。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

12号にそこまではっきり書いてないけど、こういうことになると。

○福田土地対策課長

このときのやり方というのは、                    からもこの前聞いたとおり、静岡県独自のやり方であって、悪質な業者なので排除しなければならないという使命感から 12 号を援用したようなところはあるかと思います。

なので、根拠がここにあるぐらいで、またちょっと文献を読みあさって探してみますが、恐らく、近いもの、違反をした業者はこの 12 号の規定で排除することになるということがどこかに書かれているかもしれません。

○内藤総務局長

2004 年の文書。

○福田土地対策課長

そうです。後追いになります。平成 16 年。

○内藤総務局長

                    のことが起こった後なんですね。

○福田土地対策課長

県の見解としてはこうでしたということになります。

○清水総務局参事

それを踏まえて出したということですか。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

ああいうことがあったので。

○福田土地対策課長

皆さん、県はこう考えているよ、というのを知らせた。当然、ちまたにもこういうのは知れ渡りますので、それで静岡県で違反行為をした業者はもう二度と静岡県内では開発許可資格を失うよということが周知徹底されたということです。

それから、是正措置の考え方。先ほど森林法のそれこそ大川井さんが細かくいろいろ文献をコピーしてあったので、私もああいった作業をやったほうがいいですか、清水さん。

○清水総務局参事

量が多ければ、ここに書いてあるとかそれぐらいでも。場所が分かるようになっていれば、時間の関係もあるとは思うので。

○福田土地対策課長

ただ、基本的な考え方って、開発許可なんかで言う違反行為って、かなり膨大な量があるので、是正措置というのは恐らく、何を見ても個々具体的に判断するとは書かれてないのかなと思っています。今回みたいな土砂流出防止措置にこういう場合は該当するという書物は恐らくないだろうと思ったものですから、ちょっとこちらのほうで手を抜いてしまったようなところがあります。

見ていただくと、静岡県の開発行為等の手引き、一番下の04がそうですね。この中の違反の対応。53ページ。山下さん、81条とかの関係は特につけてないですか。

○山下土地対策班長

81条は、開発行為の手引の中の6枚目のところに、都市計画法違反への対応というところに。

○福田土地対策課長

都市計画法違反への対応。今の手引きのところですか。

○山下土地対策班長

手引きの。はい。手引き抜粋。6枚目。

○福田土地対策課長

すいません。何にしても、あまり資料はしっかり用意してないところがあるので、また必要と思われるものを抜粋して添付したいと思います。

○内藤総務局長

違反への対応というというのは、第3というものがあって、どこにあるんですか。

○福田土地対策課長

違反への対応。

○内藤総務局長

目次は確認できたんですけど。

○福田土地対策課長

手引き。

○内藤総務局長

そのページ自体がないのかな。

○福田土地対策課長

欠落していますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

17分の6にある。(17 ページ中の6 ページ目との意)

○福田土地対策課長

あ、本当だ。これですか。

○山下土地対策班長

手引の中ではこのくらいしか書いていなかったの。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。このくらいしか書いていない。

○内藤総務局長

これか。

○福田土地対策課長

ええ。かなり前のほうです。6 ページ目。

○内藤総務局長

勧告。是正される場合は。

○福田土地対策課長

ただ、これって許可を得て違反した者がこれに該当してくるので。無許可開発は書いてない。

ここについているのは、静岡県の開発行為の手引きからの抜粋ですから、県の考え方ということになります。

○山下土地対策班長

81条そのものに関しては、開発行為の手引にはないんですが、国の通知、当時の開発許可制度運用指針の中で「第81条関係」とあるんですが。76分の55ページ。

○福田土地対策課長

一般的な事項がちょっと書かれているだけです。

○山下土地対策班長

こういった違反をした場合にはこういう措置をして、というところは、詳しく解説したものが無い。

○内藤総務局長

無いということですよ。分かりました。

○福田土地対策課長

もうちょっと探してはみますが。

○内藤総務局長

そういうさっきの原形復旧とか道路査定とか。

○福田土地対策課長

今回我々が探したのは、さっき言った静岡県の開発行為の手引きだけで、文献はあっていないので、文献をあたってみます。

○内藤総務局長

分かりました。ないならないで。もうちょっと探していただいて。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

すいません。あとは、熱海市の公文書というのはさっき。

○福田土地対策課長

冒頭に説明したとおりです。

○内藤総務局長

最初の許可申請書というのは熱海市の公文書だけど、もともと3月17日に県に出てきた文書ですかね。

○福田土地対策課長

そうですね。



○内藤総務局長

それを熱海市に引き継いだものということですよ。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

真ん中と右のものは、まさに熱海市の作った文書。

○福田土地対策課長

そうです。4月1日以降の話ですから。

○内藤総務局長

分かりました。

○福田土地対策課長

ですので、都計法は以上かな。

○内藤総務局長

では、すいません、廃棄物処理、お願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですか。それじゃあ、画面の、電子データのほうで見ながら説明をしていきたいと思います。量が多いので、なかなか分かりにくいのかなというところですか、あとは、どこに何が書いてあるかという辺りをかいつまんで説明しながら行きたいと思います。

事務局のほうで番号を01から07まで振っていただいておりますので、聞きたいことという情報の順番とは別個になりますけれども、イメージをまず捉えていただければと思うので、まず、01から見ただければと思います。

これを見ていただくと、源頭部辺りで廃棄物がどの辺りにあったかというのを公文書から見て、今この辺りにあるんじゃないかなと考えています。F-005という辺りはD工区と言われるようなところにあったものだと考えて、今、この辺りかなということでマークをしてあります。違うようだったらまた御指摘をいただければと思います。

それから、もともと赤い斜線部のところにある廃棄物ですが、これについては、日金町のほうから搬入した瓦礫ですよということで、関わった者の名前がそこに入れてあります。

それから、源頭部の周辺ですが、ここについては、木くずがあったと言われるところ、それから、瓦くず、陶器くずがあった箇所というところが今落としてあるということです。それから、竹のところは最後にあったんですが、そこはちょっとどこか分からなかったものですから、今後入れたいなと思いますけれども。

ここについては、分かる人っていたりしますか。瓦くずがあるこの辺りなのかな。入り口付近とかというところの辺り。

○清水総務局参事

残土処分場の進入路というイメージぐらいしかない。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということですから、この辺りかなということ、またこれに追加する感じで入れようかなと思っています。まず、情報共有というところで、①、④、⑤、⑥の区域辺りにどのような廃棄物が搬入されているかというイメージについては、こんな感じで今まとめたところです。

それから、07の辺り、資料から順番に行きたいと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃあ、ちょっと。この図面。

○片山廃棄物リサイクル課長

どれですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今、図面の中で「(■)」とか「(■)」とか書いてあるじゃないですか。■って■  
■。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですね。はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

■はどこでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

■はここの……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

■。

○内藤総務局長

■。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

■■■■です。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあ、資料の 07 を御覧ください。07 ですが、全部で 13 枚資料がありますけれども、一番上が分かりやすい解説ということで、右上の肩に書いてありますけれども、廃棄物処理法の手引きということで、これはいわゆる研究会と言われるところが出している資料ということで、ポイントというところを、1 枚目見ていただきますと、廃棄物の定義が分かりやすく書いてある。廃棄物というのは、ごみとか粗大ごみ、汚泥とかいろいろあるんですが、そういったものですよということ。

それから、あとは、右のページに行ってくださいと、廃棄物ってどういうふうにかという判断の要素ということで、ア、イ、ウ、エとって、物の性状とか廃棄物の状況とか、それって売れるかというような取引形態とか、そういったものを含めて総合判断できますよ、というようなことが書かれている。次のところ、40 ページ、41 ページ、それから、42 ページ。ここまでが読みもの的な手引きということになります。

それから、次のところに行ってくださいと、廃棄物処理法の法令集、その後ですが、これどこから引っ張ってきたかな。通知か。

○清水総務局参事

通知って書いてある。

○片山廃棄物リサイクル課長

これの右下に行ってほしいんです。廃棄物処理法がスタートしたときなんですけど、右下のところ、A-02 という四角の番号がついていまして、廃掃法に関する法律が施行されたとき、これは 46 年の通知になりますけれども、こちらで通知が出ていまして、左上に行ってくださいと、廃棄物の定義ということで、通知の中で定義が、こんなものですよというのがうたわれているということになります。これは通知の中で言っているものになります。

○望月盛土対策課長

倒木はないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

倒木という言葉はないです。

○内藤総務局長

倒木は廃棄物ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

とは言っていないです。

それで、その線が引いてあるところが基本的には読んでねという話になりますけれども、その最後に、「なお、次の物は廃掃法の対象の廃棄物ではない」ということで、廃棄物でないということを言っています。いわゆるしゅんせつ土砂と言われるものは違いますとか、そのア、イ、ウとあるところの「ウ」ですが、土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるものは廃棄物ではない、ということが通知で言われています。

データのページ数でいくと7ページぐらいになりますけれども、法と書いてあって定義が書いてありますけれども、今度は廃掃法の解説書が出ているものですから、こちらで法律に基づく定義ってどんなものですよという解説になります。法の定義ということで、第2条で、廃棄物というのはどんなものですかという解説がずらずらと書かれています。

その中で、解説書の24ページと書いてあるところに行くと、そこに土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるものとはどういうものが該当するかという考え方が書いてあります。その中で、(3)一般に土地造成の材料として使用される有用物、そういったものが土砂等々に準ずるものという考え方だという解説がここに載っています。

それから、次の10ページ。その後につきましては、次のページですが、今度、例ということで第2条、産業廃棄物というところがありますけれども、こちらにつきましては政令で定められているものになります。産業廃棄物というのは全部で20種類と、ここに書いてありますけれども、産業廃棄物というのは次のとおりですよとずらずら書いてある中で、紙くず、木くず、繊維くずなど、こういったものが産業廃棄物ですよと書いてありまして。

解説の29ページを見ていただきたいんですが、ここを見ると、産業廃棄物って20種類ありますよと言っているんですが、丸数字で廃棄物を具体的に言っている形になります。

今回、木くずがテーマというか話題になってくるものですから、政令の2条のところに戻ってもらって、木くずとはどういうものかというところで、業種の限定がかかっていますよというところがありますので、木くずについては、建設業に係るものなどから出たものなどが対象ですよということで、産廃の考え方というのはここに書いてあるものになります。

こちらの資料については以上です。

それから、次に、土、土砂のところ、ほかに定義みたいなものがないかということで調べてみたのが05ということで、土砂の定義と書いてある。これは県の土採取等規制条例、こちらから参考にしたんですが、意外と土砂に関するものってなくてですね。この中の2番で、規制対象となるものということで、土って何かというものがここに書いてあったものから、土とは何かについて明文の規定はないが、土石の総称であり、適用除外となるものを除いて全てですよというような、こういう表現もあるということで、ちょっと参考で入れました。

それから、06に行ってくださいまして、事業者、処理を行う人ってどんな人がいるか、どんな人がどんな行為をするのかという基準を、廃棄物の処理基準を教えてくださいということだったものですから、こちらにつきましては、法の第12条に事業者の処理ということでありまして、下線で書いてある政令で定める産廃の収集・運搬・処分ということで、集めて運ぶ、それから処分するという基準があり、それについてここに書いてあります。

153ページですが、ここの下線のところを見ていただきますと、産業廃棄物の処理基準があり、それから、環境省令で定める技術上の基準がありますよということで、ここは以下、産廃、産業廃棄物保管基準ということで、処理基準と保管基準というこの2つが定められています。

今度は158ページを見ていただきたいんですが、今度、施行令ということで、同じく真ん中辺に線が引いてありますけれども、法第12条第1項の規定による産業廃棄物の収集・運搬及び処分の基準ということで、処理基準が書かれています。この中の第6条の第1号で収集・運搬の基準が規定をされています。

それから、161ページになりますけれども、第2号に処分または再生の基準が出てきます。

それから、次の162ページに行きますと、第3号ですが、ここに今回関係してくるのか。ここも埋立て処分の基準がここにあるということになります。ということで、廃棄物の処理基準が法律で定められていますということで、こちらの資料のとおりになります。

それから、179ページまで行ってください。ここで法律の施行規則がございまして、第8条がありますけれども、上から2段目ぐらいですが、ここで保管基準ということで、廃棄物を保管する基準が書かれています。

次に、排出事業者とか行為者の法律の定義がないかということで02の9、行政処分の指針を御覧ください。こちらに指導の方針とかその辺りも出ておりますので。

全部で35ページありますけれども、この中でまず見ていただきたいのが、3ページの4で、事実認定についてというところがございまして。ここについては行政処分を行うということで、ほかの法令にもありましたけれども、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りますよということ。それから、事実認定を行う上では、法律に基づく立入検査や報告徴収などを積極的に活用して事実関係を把握しなさいということが書かれています。

それから、5ページを御覧ください。5ページの下線ですが、排出事業者が自ら利用する場合の廃棄物ですが、これは廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡等を求めるものではなく、通常の手配等々で総合的に、各種判断要素の基準に照らし、社会通念上、当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められるものかどうかということを見て、廃棄物の該当性を判断されたいということが書かれています。

それから、11ページは違反行為などの事実の把握ですが、先ほど申し上げたとおり、報告徴収ですとか立入検査を積極的に活用して行ってくださいということでございまして。

それから、20ページを御覧ください。実際、報告徴収などをしたり立入検査をするわけ

ですが、20 ページの(3)で「都道府県知事は」というところがございます。職員に立入検査をさせるわけでございますけれども、そのときに帳簿書類等进行检查させるということを行っています。

その中で、経営的基礎を判断するために帳簿類を見ろということを行っています。有価取引の真偽とか事業支配の該当性を判断するために、預金通帳だとか入出金の伝票、その他会計書類も調査しなさいということが書かれています。こういったことも行為者が誰かというところを判断する材料の1つだと今言われていて、通知ではそういったものを確認するんだと言っております。

それから、今度は、措置命令ということで、23 ページです。措置命令なんかを出す対象者ということで、処分者等をどうやって見るかというところなんですけど、ここで、命令の対象は現に処理基準に適合しない廃棄物の処分を行った者であって、処理基準が適用される者であるか否かは問わないと言っています。

それから、②のところでは、不適正処分を直接行った従業員等はもちろん、それを指示した者、あるいは黙認した者も含まれるとか、法人の場合は役員等も含まれるということで対象者というような、そういったものが対象者に当たるんだということを行っています。この辺に措置命令がかけられる者というものが規定されているということでございます。

それから、24 ページに行きまして、生活環境保全上の支障とか生じるおそれとはどんなものかというものがここに書かれています。①、②、③ということで、生活環境と言われるものは、環境基本法に規定されている生活環境と同じような言葉にあるということ、それから、②で、おそれというのは危険と同義語であるということでもあります。それから、3番で、生活環境保全上の支障が生じ、また生ずるおそれがあるというものは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実生じ、または通常人をして、そのおそれがあると思わせるのに相当な状態が生ずることということがここで書かれているということでもあります。

それから、あとは、排出事業者については、27 ページ辺りに措置命令の対象になるということが書かれています。

それから、30 ページに行くと、「生活環境保全上の支障の除去」という言葉が出てきますけれども、廃棄物処理法では「生活環境保全上の支障の除去」という言葉は、行政代執行と同じ意味で使われていると考えていただければいいと思います。

通知については、以上になります。

それから、04 番の資料になりますが、廃棄物処理法の元請業者の一元化という法律の改正がありまして、通知が出ております。これを見ていただくと、時期が平成 22 年の 5 月ですから、まさしく行為が行われていた直後に、元請に廃棄物処理の責任の一元化という廃棄物処理法の改正が平成 22 年 5 月 19 日にあったということで、それまで状況によっては元請業者が下請業者にもなるようなケースがあったということで、この通知が出る前は、必ずしも元請が排出事業者になることがなかったということで、時期的にはこういった法改正があったという資料としてつけさせてもらいました。

最後、03 の通知ですが、これは建設工事から生じる廃棄物の適正処理ということで通知

が出ていまして、通知の後の2枚目を見ると、建設廃棄物の処理指針が出ていて、これに基づいて指導しているということでもあります。

資料の説明は以上となります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。何かありましたら、いいですか。

○清水総務局参事

はい。大丈夫です。また読んで分からないところがあったら。

○内藤総務局長

読み込んでいただいて。

じゃあ、次第の2に行きたいと思います。検証委員会報告書の構成についての素案について、清水さん、説明をお願いします。

○清水総務局参事

次第の後ろに1ページ、2ページでつけさせていただいたんですが、今後まとめていくことになる庁内検証委員会の報告書の構成の素案ということで、令和4年5月に出された行政対応検証委員会の報告書とか、先般望月課長から参考に提供いただいた緑恵台の関係の浜松市の報告書をぱらぱらと眺めながら、庁内検証委員会の報告書をまとめるに当たって、構成というか見出しはこんな形になるのかなというぐらいの形でまとめたものになるのですが。

上から順を追って説明させていただきますと、まず「はじめに」で、どういう経緯で庁内検証会議を設置したか、どういう目的でやっていくかを、委員会の名前で書くのか、それとも委員長の名前で書くのかということはあるかもしれませんが、そういうものをまず持ってきて、目次があって、あと3番目には、この庁内検証委員会は県議会の特別委員会からの提言を踏まえて作業を行っておりますので、特別委員会の提言の概要、提言そのものでもいいかもしれないですが、それを報告書の中に置く必要があるのかなというところで。ただ、どの場所に置くかは、まとめながら検討をしていく形になるのかなと思って、ちょっと置いております。

次のポツが庁内検証委員会の概要で、この委員会の中で望月課長からもいろいろ御示唆をいただいているところなんですけど、検証委員会の目的とか、どういう形で進めていくとか、(3)のところを何を対象にしていくのか、しているのかを明確にしていく必要があると思うので、何法によるどの箇所の対応であるとか、検証の対象期間はどこからですよとか、そういったところを表していく必要があると思っています。

それで、あとは、それらの根拠ということで設置要綱を添付させていただきながら、5番目として、会議の開催状況ということで、第1回から検証報告書をまとめる会議まで、いつ何をやったかをまとめていくのかなと思っております。検証の対象については、いろ

いる書きながら、この庁内検証委員会の会議の場で、また意見交換をしながらまとめていけたらと考えているところです。

次のポツが、言葉だけではちょっと分かりにくいかもしれませんが、逢初川の源頭部でいつどんな土地改変行為が行われていたかというような本当に概略的なところ、書き表し方もまた相談させていただくんですが、いつ何が行われていたということが時系列で、横並びで簡単に確認できるものがあったほうが分かりがよいのかなと置かせていただいています。

でも、この中には当然、時系列の概要と、あとは図面というか写真というか、全体的な土地改変行為の位置が分かるものとか、登場人物も、どの場所の誰で、その場所で何をやっていた人かというようなものもあったほうが報告書として見たとき分かりやすいのかなと、今、素案として置かせていただいています。

次が、検証対象の法令に係る県の行政対応についての検証結果というところで、(1)から(6)までは、個別の土地改変行為等の概要から始まって、制度概要、公文書等から整理した事実関係、それを踏まえた考察とまとめ、あとは再発防止に向けた対策を、それぞれの法令でまとめていくイメージになるかなと。あとは、土地改変行為が直接関係しないものについては、例えば、砂防法だったら砂防指定地の概要、土砂法だったら警戒区域の概要等に置き換えていくイメージかなと置かせていただいています。

最後のポツが、県の行政対応についての検証結果の全体的な検証と書いてあるんですが、これはその1個前の項目の(1)から(6)の各法令の行政対応を踏まえて、横並びで見たときに出てくる論点についての考察と、その考察を踏まえた再発防止に向けた対策というところで、これは総務委員会に提出した資料の中で、全般的な論点ということで一番最後に記載させていただいているものがあるんですが、それについての考察とそれを踏まえた再発防止に向けた対策を書いていくイメージになるのかなと思っています。

最後、参考資料ということで、これは行政対応検証委員会の報告書にならうのであれば、別冊のような形で、この検証委員会における検証において、検証の参考にした資料等をつけていくイメージで、どれをこの別冊に入れていくかは、またこの皆さんと相談をして決めていく形になるかと思えますけれども、イメージとしては、現地の写真とか、例えば土砂法であれば、計画があったと思うので、そういった計画も場合によっては参考資料に入れたりだとか、あとは関係法令、関係規則を入れてくるイメージになるかなと。

逐条とかも入れられるものなら入れたほうがよいのかもしれませんが、多分著作権法の絡みとかが出てくると思うものですから、入れるのは難しいのかなというところで、どこまで入れるかは検討させていただく必要があるかなと思っています。

最後のポツ、米印なんですが、各法令の論点のところにポツをつけさせていただいているんですが、基本的には、9月定例会の常任委員会に出した資料に記載した論点を中心にまとめていくことになっていると思っていますが、あとは、聴き取り調査等を踏まえた追加の論点とか、あとは、総務委員会に提出した資料については、主な事実関係等というところでまとめさせていただいているものですから、その事実関係等を追加していったときに、追加すべき論点等があるようであれば、それも追加した上でこの検証報告書をまとめてい



くのかなというところで、米印とさせていただきます。

それについての説明は以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。今説明があって、今ここで意見と言われてもなかなか難しいかもしれないですが、何か。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですか。

○内藤総務局長

いいですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

イメージ的には、各法がどこも最後、流れとしては、ポツが最後と最後の2つのところって、事実関係を踏まえた論点と考察があって、それを踏まえた再発防止策を書くわけですよ。

○内藤総務局長

そうですね。今頼んでいる1、2、3の部分は、最初のポツ3つで、最後の4番、5番のところですね。最初は4、5、6ぐらいまでであった。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

考察のところは論点があったじゃないですか。論点があって、それを考察して行って、そこから得られる再発防止対策みたいなものは最後に。

○片山廃棄物リサイクル課長

書くということですね。全体的な検証のほうとダブリ感はあるということになるんですかね。(6)の後に二重丸があって、検証結果、全体的な検証というところで。

○清水総務局参事

ここは横並びで見たときの検証という形なので、全くのダブリということはないとは思いますが、そこは、どういうふうにそれぞれの個別法の考察を書いていくかによっても変わってくると思うので。

○内藤総務局長

再掲みたいになる可能性もね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ありますよね。

○清水総務局参事

なので、このポツの、検証対象の法令に係る県の行政対応についての検証結果より前の部分については、今後の考察とかまとめの作業をしていく中で、少しずつ作ったものを皆さんにお見せして行って、その中で並行して議論できたらと思っています。

この位置図とか関係者一覧とかそこら辺、特に図なんかは、自分がテクニックがないものですから、皆さんのほうに御協力をお願いして仕上げていくイメージでお願いできたらと思っています。この文字を打ったりとか表を作ったりみたいなものは、自分のほうで素案みたいなものを作らせていただいて、それを皆さんにお見せして、直しながら仕上げていくという形でお願いできたらと考えています。

○内藤総務局長

何かありますでしょうか。どうですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

庁内検証委員会の会議で確認した資料等は報告書の中ではどのような扱いになるんですか。特にこれはホームページには載せるということ。

○清水総務局参事

そうです。公文書はホームページに載せているので。あとは、その中から、こちらに入れるべきで、かつ入れても支障のないもの、著作権法等の必要のないものについては、こちらの報告書の別冊等に入れていってもいいのかなと思っています。

あまり解説的なものは入れられないとは思っているんですが。冊子の写しで入れているようなものは入れられないと思うので、場合によっては、どこかに書き写して、何とかから抜粋みたいな形で引用して落とし込んだりということはできるかもしれないですが。出典を明記して。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この法令の順番はこれなんですよね。法令の順番。

○清水総務局参事

基本、提言の法令が順番って……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
これはこうなっているんですか。

○清水総務局参事  
違いましたっけ。

○内藤総務局長  
違うんじゃないですか。

○清水総務局参事  
違いましたっけ。

○内藤総務局長  
砂防法、森林法、土砂災で、都市計。

○清水総務局参事  
提言に合わせたほうがいいですか。

○内藤総務局長  
そう。

○清水総務局参事  
そのほうがいいですよ。

○内藤総務局長  
提言に合わせたほうがいい。何でこの順番だったのかな。

○清水総務局参事  
何ですかね。課ごとにまとめたかもしれない。

○内藤総務局長  
だから、(2)と(3)が入れ替わるだけです。  
提言の順番のほうが自然かなと思ったんですが。

○清水総務局参事  
そのほうが分かりがいい。またやっていく過程で、こういう項目が足りないとかという  
ものがあれば、都度。

○内藤総務局長

そうですね。皆さんのほうには、要は、各ブロックというか、(1) 砂防法とか杉本参事だったら砂防と土砂災害、それを今度 26 日までに。

○清水総務局参事

26 日は考察とまとめの部分でいいですが。

○内藤総務局長

考察とまとめ。1、2、3 はもうやってもらっている。それに加えて、考察とまとめの部分も完成させてきてほしいということでしょう。

○清水総務局参事

考察とまとめの部分。やるものですよ。

○内藤総務局長

26 日にやるもの。砂防法。

○清水総務局参事

砂防法が一番最後ですから。

○内藤総務局長

土砂災害と森林。

砂防法と廃棄物以外。

その 4 法令は……。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここで書きぶりの差が出てくるんですよ、また。各法令でボリューム感とか、書きぶりも。

○清水総務局参事

どのぐらいの差が出るかというのは……。ただ、基本としては、未来に向けた話というのは、表現が適当じゃないですけど、きちっと書くという。

○内藤総務局長

心配なのは、都市計画は未来はないというか、事情は知っているの。

○福田土地対策課長

そうなんですよ。

○内藤総務局長

ちょっとどうなるのかな。難しいには難しいとは思っているんですけど。ただ、考察すべきところがいっぱいあると思っけています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それこそ、うちの場合は、さっきも言った例の砂防指定地の国への出した回答文もそうですが、新聞にも載った指定基準の考え方、要するに、この庁内検証委員会による再検証の結果が出る前に、砂防課が砂防指定地の指定についての方針を示したことに對して。

○清水総務局参事

令和5年3月の通知。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。だから、あの辺の指定基準、指定方針についての議論というのは。さっきも話にしたけど。

○清水総務局参事

あれの中身について。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。ここの中で議論したいと思っけてはいるんですけど。皆さんの意見を聞きたい。

○清水総務局参事

砂防法のこの考察とかをまとめていく中で、まとめていく内容と……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あれは最終形になってくるもので、その前に本当はそういうのをやったほうがいいかもしれないし、あるいは、あれは再発防止策の一環としてやっている話なので、もう既に。だから、その再防止策の一環として既にやっていることに對しての意見をもらって、それを再度また出すかどうかというところをやればいいのかもかもしれないけど。でも、今の話だと、まだ再発防止策の中で議論していたほうがいいかなという。

○清水総務局参事

多分、行政対応についての考察とかをまとめた中で、そのまとめた考察と5年3月の通知を見比べたときに、差というか何かがあれば、そこを埋めるようなことを報告書の中に落とし込んだりということはできる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
報告書というか……。

○清水総務局参事  
落とし込むんじゃないか。それを踏まえてこっちを見直す。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
そうそう。踏まえてもう一回出す形。

○望月盛土対策課長  
そう考えると、去年の5月につくった検証委員会の報告書があるじゃないですか。そのときに4つの失敗ってありましたよね。そういうキーワードみたいなものは今回つくるんですか。

○清水総務局参事  
あまり今の時点では……。どうなんですかね。

○内藤総務局長  
考えてないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長  
それは全体的な検証のところに出てくるんですよね。何となく。それを踏まえて。

○清水総務局参事  
もしあるとすれば、今ぱっと思いつくのは、情報共有がやはりされてないという話はあると思うので。

○望月盛土対策課長  
最終的にアウトプットをどういうふうにするのかによって、それぞれ変わってくるんじゃないかなと思っているんですが。これだけは論点として挙げて、この委員会として改善させようと、庁内を改善させようとかそういう考え方もあるし、それぞれ個別で出てきた論点については、それぞれ小さいものもあるし大きいものもあると思うんだけど、それぞれやってもらって、論点を2つぐらいに、大きいものとそれぞれ各法の論点と分けないといけないのかなというところですね。

○内藤総務局長  
大きいものね。全体的な。

○望月盛土対策課長

情報共有していなかったというのは不思議。市町との連携もできていなかったと思うし。それ以外でもまだまだあると思いましたけどね。

○内藤総務局長

そのところは、最初の検証のときから言われていることと変わらないんですけどね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この2ページの全体的な検証の中にそういうのが入ってくると。

○内藤総務局長

そういう感じだと思うんですね。確かに、各法もそれぞれ、この法律ではこういうところをもうちょっと変えていこうというのは全部出てくるといいですが。横の連携みたいな話は最後のところですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

話はちょっとずれちゃうんですけど、業者というか相手方の特徴みたいな、特性というか、特殊性みたいな、そういうのは入れちゃ駄目なんですかね。

○清水総務局参事

いや、駄目じゃないです。

○片山廃棄物リサイクル課長

割と聴き取り調査をやっても、結構、特殊性というのか、独特な対応パターンというのか、業者というか出席する者が入れ替わり立ち替わり替わるとか、業者も入れ替わり立ち替わり替わっていくとか、そういうところに行政が対応し切れなかったと言ったらあれなんですけど、向こうがずる賢かったのか、悪質性が高かったのか。

○内藤総務局長

そういうことを書かないと、ただ県がサボっていたみたいに思われちゃうので、そうじゃなくて。

○片山廃棄物リサイクル課長

現場も相当やったけどというところが、公文書だけじゃない、聴き取りの中であったかなと思って。

○内藤総務局長

そういうのは出したほうがいいと思います。それ考察の中でということですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうのは再発防止策の1つになるのかもしれないけど、言い方は悪いけど、ブラックリストじゃないけど、そういう悪質業者の（情報の）横の共有というか。

○清水総務局参事

確かに。そのとおりです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

特に開発行為を担当しているような部署に対して、そういうのは。

○内藤総務局長

そうですね。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。県外から入ってきたんですよね、今回。

○清水総務局参事

どこかに接触があったら、こういうところから、ブラックリストに載っているところから接触があったぞって、その時点で情報を共有しちゃったりとか。

○望月盛土対策課長

ちなみに、盛土の不法盛土をする業者って大体特定されているんですよ。そこは申請が上がってくるのが分かれば、それは課の中で情報共有して、機動班と対策班があって、対策班が申請者をチェックするんです。機動班が現場に行っているいろいろな情報を収集するんですが、それぞれ別の課だと、お互いに共有されてなくて、これ申請が上がってくるよ、普通に通っちゃうと思うんだけど、同じ課になっているので、そうすると、ここが上がっているんだけどって常に情報共有しているから、ここを上げるってまずいよ、だったら信用・資力で落とそうとか、それでいろいろ警察とか市町に問合せをして犯歴とか全部調べて、これはちょっとまずいよなど。そこで審査から却下しようというようなことがもやっているの。

そういうことを踏まえると、今回、A・B工区でいろいろトラブルがあった、それからこのC・Dとか源頭部に広がっていった。何とかそこで食い止めることが可能だったんじゃないかと。当時は無理かもしれないけど、今は可能性が高いとか、こういうやり方をすれば変わるとか、そういうまとめ方があればいいんじゃないかなと思います。



○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
再発防止ですよ。

○福田土地対策課長  
県だけの問題じゃなくて、市町も含めての問題ですよ、そこは。

○内藤総務局長  
開発担当者が、例えば、森林と都市計と集まる機会はないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
開発行為のはある。

○福田土地対策課長  
土地利用事業承認であります。

○片山廃棄物リサイクル課長  
土地利用が一番早いですよ。市町村側というのが一番。

○内藤総務局長  
そういう場があったら、そういう情報を共有していくとかですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
あくまで個人情報になってくるもので、その辺の取扱いは気をつけなくちゃいけない。指名しない者リストじゃないけど。気をつけた取扱いをしないといけないと思うんです。

○清水総務局参事  
そうですね。それが出ていってしまうと問題になってしまいます。

○望月盛土対策課長  
最近盛土って、今までは無許可が多かったんだけど、申請をしてくるんですよ、あえて。申請をして合法的に盛土しようと。だけど、実際に盛土のやり方が、適当な土を入れたり産廃が交ざっている。今までは無許可で、そうすると、無許可だと即捕まえることは可能なので、それも相手も分かっているから、もう申請を上げていくという悪質性のさらに知恵がついてきたなというのはあって。

そういうのが分かっていると、この情報はやっぱり共有して、ここは申請が上がってくるといのが分かれば、申請のときから却下するというやり方もできるかもしれない。

○清水総務局参事

却下する。

○望月盛土対策課長

信用・資力がないよと。だから不許可にする。そういうこともできる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

何をもって。

○望月盛土対策課長

だから信用力がない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃなくて、何の法律で。

○望月盛土対策課長

それは盛土新法はできる。条例もできる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

条例も。

○望月盛土対策課長

それは明確に書いてあるから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なるほど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなってくると、不許可で教示文が書いてあって不服があるんだったら、申し出てやれと言うか、裁判でやれ。

○望月盛土対策課長

逆に裁判を起こしてもらった方が楽かもしれない。最近では地元が騒いでいる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

世論のバックアップがあるから。

○望月盛土対策課長

地元がここを不許可にしてくれとか来るわけですよ。通常の申請が上がってきたものは許可せざるを得ない。そうすると、必ずこちらに矢が飛んでくる。だったら信用・資力で不許可にして、もし相手が、申請者が裁判を起こしてくれば、それでもいいんじゃないかという考え方もある。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
なるほど。出るところに出ましよう。

○福田土地対策課長  
次回までに4、5、6を作らなきゃいけない。

○清水総務局参事  
次回やる法令は、森林と……。

○福田土地対策課長  
砂防と廃掃法を除くと全部。

○内藤総務局長  
砂防と廃棄物以外でしょう。

○福田土地対策課長  
4、5、6の枠というのは、前回までの事実関係の整理のあの枠と項目は変わらなくて。

○内藤総務局長  
4、5って別に分けなくていいんじゃないですか。

○清水総務局参事  
考察と対策という形にして。

○内藤総務局長  
考察と対策という。

○福田土地対策課長  
考察と再発防止策。論点がまとまっているのって……。

○清水総務局参事  
論点があるのはそれぞれ考察。

○内藤総務局長

最後に再発防止策。

○福田土地対策課長

再発防止策。なかなか厳しいな。

○内藤総務局長

都市計画法はもう難しいと思う。市町村に移譲されているので。

○福田土地対策課長

この案件はそうですよね。不可能。

○清水総務局参事

当時の県の対応を見たら、こういうことが今後に向けて改善として考えられたもので、こういう対応が必要だという対策を見せながら、それは県としてはもう実務をやっていないところがあるけど、こういう結果をまとめたので、今後のために参考までに情報提供しますみたいに市町に流すということはあるかとは思ったので、そういうまとめ方もあるかな。

○福田土地対策課長

ちょっと工夫してみます。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、文章の全体の並びですが、1から3のところは取りあえず出してあって、直ってきたのがこれですか。

○清水総務局参事

ちょっと横並びで見させていただいて、事実関係の部分とかは常任委員会が出した資料と同じような書きぶりにしたほうがいいかもしれないので。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということですね。分かりました。

○清水総務局参事

書きぶりを変えちゃうと、何で変わったんだみたいになってもちょっと嫌だなというのがある。

そこはちょっとやれるところをやって、また御意見を伺うような形で。

○内藤総務局長

よろしいですか。その他、何かありますか。

○清水総務局参事

私はないです。

○内藤総務局長

その他というところ。次第の3。

○清水総務局参事

一応置いたんですけど、自分からは今……。

○内藤総務局長

じゃあ、特になければ、次回の会議について、それもさっき言ったとおり。

○清水総務局参事

そうですね。26日の午前中の9時半ぐらいからお願いできたらなと思います。

○内藤総務局長

また詳しい日程が決まったらお知らせしますので、よろしく願いします。いいですかね。

それじゃあ、今日の会議はこれで閉会します。ありがとうございました。

— 了 —